

家族のお金・生活を守る “50歳からの介護・認知症と相続”

(一社)ほほえみ信託協会が一般消費者向けに生活向上セミナー -上-



田口 多津氏

認知症は身

した成年後見人は原則

なりませ

ん。

なけれ

ば対策

いませ

ん。

の財産を守

るのが主な仕

事なので①遺言書の作成

②贈与はできません。成

年後見制度の大

きなポイ

ントの一つは、一度就任

トビルを建築、自宅は売

りました。

Aさんの希望・計画は

Aさん

の希望・計画は

Aさん

認知症は身

した成年後見人は原則

なりませ

ん。

なけれ

ば対策

いませ

ん。

の財産を守

のが主な仕

事なので①遺言書の作成

②贈与はできません。成

年後見制度の大

きなポイ

ントの一つは、一度就任

トビルを建築、自宅は売

りました。

Aさんの希望・計画は

Aさん

の希望・計画は

Aさん

認知症になると遺言書の作成、不動産の売買等ができない

認知症になると、遺言書の作成や不動産の売買などが不可能になります。そのため、事前に準備が必要です。

「今、知りたい成年後見制度・遺産・家族信託」 (田口理事 講演要旨)

一般社団法人ほほえみ信託協会(鈴木和弘代表理事)では、6月27日午前10時半から、大阪府高槻市紺屋町の総合市民交流センターで、「一般消費者を対象に「アコムから学ぶ生活向上セミナー『家族のお金・生活を守る50歳からの介護・認知症と相続』」を開催した。今回から2回に分け、第一部、円満で幸せな相続を支援する司法書士、相続・遺言書ナビゲーターとして活躍する田口多津氏(同会理事)による講演「生きるために生前対策と死後対策」、大田勉氏(同会理事)による講演「親子三世代ハッピーな介護・認知症・相続」、目からウロコの生命保険活用法!」の要旨を紹介する。

セミナーの模様

力がなくなった時、家庭裁判所に申し立てをします。任意後見制度は認知症が進む前にあらかじめ、契約書で、相続で、円満で幸せな相続を支援する司法書士、相続・遺言書ナビゲーターとして活躍する田口多津氏(同会理事)による講演「生きるために生前対策と死後対策」、大田勉氏(同会理事)による講演「親子三世代ハッピーな介護・認知症・相続」、目からウロコの生命保険活用法!」の要旨を紹介する。

力がなくなった時、家庭裁判所に申し立てをします。任意後見制度は認知症が進む前にあらかじめ、契約書で、相続で、円満で幸せな相続を支援する司法書士、相続・遺言書ナビゲーターとして活躍する田口多津氏(同会理事)による講演「生きのために生前対策と死後対策」、大田勉氏(同会理事)による講演「親子三世代ハッピーな介護・認知症・相続」、目からウロコの生命保険活用法!」の要旨を紹介する。

力がなくなった時、家庭裁判所に申し立てをします。任意後見制度は認知症が進む前にあらかじめ、契約書で、相続で、円満で幸せな相続を支援する司法書士、相続・遺言書ナビゲーターとして活躍する田口多津氏(同会理事)による講演「生きのために生前対策と死後対策」、大田勉氏(同会理事)による講演「親子三世代ハッピーな介護・認知症・相続」、目からウロコの生命保険活用法!」の要旨を紹介する。

力がなくなった時、家庭裁判所に申し立てをします。任意後見制度は認知症が進む前にあらかじめ、契約書で、相続で、円満で幸せな相続を支援する司法書士、相続・遺言書ナビゲーターとして活躍する田口多津氏(同会理事)による講演「生きのために生前対策と死後対策」、大田勉氏(同会理事)による講演「親子三世代ハッピーな介護・認知症・相続」、目からウロコの生命保険活用法!」の要旨を紹介する。

力がなくなった時、家庭裁判所に申し立てをします。任意後見制度は認知症が進む前にあらかじめ、契約書で、相続で、円満で幸せな相続を支援する司法書士、相続・遺言書ナビゲーターとして活躍する田口多津氏(同会理事)による講演「生きのために生前対策と死後対策」、大田勉氏(同会理事)による講演「親子三世代ハッピーな介護・認知症・相続」、目からウロコの生命保険活用法!」の要旨を紹介する。

者が名義所有者なので財産処分ができる⑥財産の承継先を一次、三次と指定することができます。

最後に遺言書の方式が変わりましたのでお話しします。自筆証書遺言に用いたり、契約書で、相続で、円満で幸せな相続を支援する司法書士、相続・遺言書ナビゲーターとして活躍する田口多津氏(同会理事)による講演「生きるために生前対策と死後対策」、大田勉氏(同会理事)による講演「親子三世代ハッピーな介護・認知症・相続」、目からウロコの生命保険活用法!」の要旨を紹介する。

者が名義所有者なので財産処分ができる⑥財産の承継先を一次、三次と指定することができます。

最後に遺言書の方式が変わりましたのでお話しします。自筆証書遺言に用いたり、契約書で、相続で、円満で幸せな相続を支援する司法書士、相続・遺言書ナビゲーターとして活躍する田口多津氏(同会理事)による講演「生きるために生前対策と死後対策」、大田勉氏(同会理事)による講演「親子三世代ハッピーな介護・認知症・相続」、目からウロコの生命保険活用法!」の要旨を紹介する。

者が名義所有者なので財産処分ができる⑥財産の承継先を一次、三次と指定することができます。

最後に遺言書の方式が変わりましたのでお話しします。自筆証書遺言に用いたり、契約書で、相続で、円満で幸せな相続を支援する司法書士、相続・遺言書ナビゲーターとして活躍する田口多津氏(同会理事)による講演「生きるために生前対策と死後対策」、大田勉氏(同会理事)による講演「親子三世代ハッピーな介護・認知症・相続」、目からウロコの生命保険活用法!」の要旨を紹介する。

者が名義所有者なので財産処分ができる⑥財産の承継先を一次、三次と指定することができます。

最後に遺言書の方式が変わりましたのでお話しします。自筆証書遺言に用いたり、契約書で、相続で、円満で幸せな相続を支援する司法書士、相続・遺言書ナビゲーターとして活躍する田口多津氏(同会理事)による講演「生きるために生前対策と死後対策」、大田勉氏(同会理事)による講演「親子三世代ハッピーな介護・認知症・相続」、目からウロコの生命保険活用法!」の要旨を紹介する。

者が名義所有者なので財産処分ができる⑥財産の承継先を一次、三次と指定することができます。

最後に遺言書の方式が変わりましたのでお話しします。自筆証書遺言に用いたり、契約書で、相続で、円満で幸せな相続を支援する司法書士、相続・遺言書ナビゲーターとして活躍する田口多津氏(同会理事)による講演「生きるために生前対策と死後対策」、大田勉氏(同会理事)による講演「親子三世代ハッピーな介護・認知症・相続」、目からウロコの生命保険活用法!」の要旨を紹介する。

者が名義所有者なので財産処分ができる⑥財産の承継先を一次、三次と指定することができます。

最後に遺言書の方式が変わりましたのでお話しします。自筆証書遺言に用いたり、契約書で、相続で、円満で幸せな相続を支援する司法